

「地球的」が持つ意味

佐藤雄大

「グローバル」？

「グローバル企業」、「グローバル経済」、「グローバルスタンダード」、「グローバルイシュー」。日常的に使用されている「グローバル」という言葉。この言葉を聞くと空間的に開放感を感じるかもしれないが、同時に何かしら強いものあるいは勝ったものからのまなざしも感じられないだろうか？

私は現代国際学部の初年次教育・世界教養プログラム導入科目で「世界理解の方法」を二〇一七年度から担当している。「世界理解の方法」は二十世紀を中心に世界をどのように見なければいいのかということの導入的な科目であり、その際現代のキーワードともなっている「グローバル」について触れることにしている。しかし学生に「グローバル」を説明しようとする、実はなかなか難しい事であることをここ数年授業をしながら感じている。

あらためて「グローバル」とはどんな言葉だろうか？ 二〇一八年の『広辞苑』（第七版）では「グローバル」を「世界全体にわたるさま・世界的な」という語義で説明している。「グローバル」の前にある言葉で

「グローバリゼーション」は「国を超えて地球規模で交流や通商が拡大すること・地球全体にわたるようになること」と説明されている。二〇〇九年のOxford English Dictionary（第三版）ではGlobalの項目の中に「relating to, or involving the whole world, worldwide; (also in later use) of or relating to the world considered in a planetary context」とあり、おおよそ『広辞苑』と同じ「世界的な、地球規模」という「空間的広がり」を表している。空間的に国境を越えて「広い、大きい」そして「世界全体、地球全体」を表しているという意味であるが、学生に説明する際「グローバル」の意味は「空間のことだけなのか？」という疑問を感じている。

初めに取り上げた「グローバル企業」、「グローバル経済」、「グローバルスタンダード」などの言葉を例にすれば、「空間的に国境を越えて活動する」と考えると先ほどの辞書的な意味と一致するように見えるが、その一方で「グローバルイシュー」とされる「世界的な貧困（あるいは格差）」や「地球温暖化」は、空間的に「地球規模の」貧困や「地球規模の」気候問題と説明しても事態の本質を捕らえていない。つまり、貧困や気候変動に関して「グローバル」ということを取り上げる際、それらは「そのまま放っておいていいのか？」という道德的な問いが含まれており、単に「地球規模の」という空間性を付加しただけでは回収しきれないということである。

それでは「グローバル」とは本当のところどのように解釈するべきな

のか？ 空間的な拡大性が意味するところでそれ以上の意味を加える必要はないのか、あるいは空間的な広がりがそもそも道徳性を含んでいて「グローバル経済」や「グローバル人材」などにも「グローバルイシュー」と同様に道徳的な意味が含まれていると考えるべきなのか。そしてもし後者なら「グローバル」が持っている道徳的な問題とは何なのだろうか？

「国民国家」の枠組みを超えて

このような問いかけに対する一つの応答は、ピーター・シンガーが『グローバルゼーションの倫理学』（二〇〇四）で述べている。彼はユーゴスラビア紛争におけるNATO爆撃（主権国家に対する国際的な紛争解決方法）に触れながら、そもそも主権国家とは「不変の事実なのだろうか」と問い、「ヨーロッパで広まった国家主権という絶対的な観念」の放棄も視野に入れながら（p.6）、「グローバル」つまり「国民国家の枠組みを超えた」現代について次のような警告を発している。

「私たちは、非常に長い間、主権国家という観念を受け入れてきた。そのため、主権国家は外交や公共政策の背景の一部となっていた。だけでなく、道徳の背景の一部にもなっている。従来の「国際化」という言葉とは違って「グローバルゼーション」という言葉に含まれているのは、国家と国家の結びつきを強める時代が終わって、国民国家という既存の概念を超えたものが本気で考えられ始めているということである。しかし、この変化は、私たちの思考のあらゆるレベル、特に倫理に関する私たちの思考に反映される必要がある」（シンガー、二〇〇四、p.10）

だが「国民国家の枠組みを超えた」ということはどういうことであろう？ 明らかに国際的な交通網が機能し、先ほど取り上げたように地球規模の活動が日常となっている現在、確かに国家の枠組みを超えている。しかし「国民国家」に焦点を当てるのはなぜなのか？ そこには国民国家は企業などが国家を飛び越えることは認めながら、移民・難民などの人の移動には「国民」を持ち出し、「よそ者」扱いをする政治的な思惑が見え隠れしているからである。トルコ出身でカントの「歓待への権利」、アーレントの「権利への権利」を用いて外国人、居留民など国民国家からよそ者と見なされる人々の権利の擁護を訴えたセイラ・ペンハビブも「他者の権利」（二〇〇四）において、「よそ者」、「外国人」のまなざしから国民国家への疑義を呈している。

「政治的境界線は、ある者を成員、ほかの者を外国人として定義する。同様に、成員資格は、入国、接近、帰属、特権の儀式をとまなうときのみ意味をもつ。近代の国民国家体系は、ひとつの主要カテゴリー、すなわち国家的な市民資格の観点から成員資格を規制していた。今日では、国家主権が揺らぎ、国家的な市民資格の制度が解体され、さまざまな要素に分解されつつある。そこには新しい成員資格の様態が現れており、その結果、国民国家体系によって確定された政治共同体の境界線は、もはや成員資格を規制するのには十分ではなくなっている」（ペンハビブ、二〇〇四、p.11）

つまりグローバル経済という名の下でグローバル企業は国民国家の国境を軽々と越え、サプライチェーンを世界中に張り巡らせ、あたかも国境がないかのようにより安価な労働市場を競うように求め移動している（境界線を飛び越えるということでは米国における刑務所労働という国内も対象となる（堤、二〇一〇））。その一方、移民、難民の支援・救済などの問題になると「国境」を持ちだし「国民」であるのかどうかとい

う「成員資格」問題とし、国の果たすべき義務の範囲を「国民」に限定している。現在のグローバルゼーションを見渡せばこの「国民国家」という装置がすでに十全に機能していないことは明らかで、ウェストファリア条約によって成立した国家体制（ベンハビブ、二〇〇四）、そしてフランス革命によって強化された国民国家体制（テイラー、一九九四）が冷戦終結後の一九九〇年代以降の経済体制では「国際金融資本」が第一の世界基準（ジグレル、二〇〇三）となり、労働力として搾取されている人々にとって「国民国家」は暴力的な存在にもなっていることをシィンガーもベンハビブも正確に見抜いているということである。

そして、この「グローバル経済」では貨幣・あるいはそれに準じる単位で語ることでできる経済の問題になると金銭的な対価を得る労働者は「労働力」という「市場価値」となり、あたかも人間ではないように扱うことが可能であるかのような（そして実際扱われていない）事態が厳然と（そして皮肉にも）「グローバルに」広がっているということである。早くは一九六〇年代にマックス・フリッツシュの「我々は労働力を呼んだ。だが、やってきたのは人間だった」（フリッツシュ、一九六五）と表現され、近年ではナオミ・クラインが「ブランドなんか、いらぬ」（一九九九）で告発している事態であるが、経済的に力が強いものが経済的弱者を人間扱いせず利益をあげている弱肉強食が横行している「ジャングル資本主義」（ジグレル、二〇〇三）ということであり、グローバル経済は辞書の空間的な「地球規模の」経済ではなく、その「空間で」生起している人間を人間として扱っていない道徳的な問題を帯びた概念なのである。

ピーター・シンガーが指摘するように今までの枠組みに慣れ親しみ、経済的恩恵を受けてきた側はそのような「グローバル」を持つ道徳的問題に気付きにくく、「グローバルイシュー」以外は問題がないと考えられがちであるが、「グローバル」が関係している事象はすべて地球全体に広がった空間の中で弱肉強食が引き起こしている道徳問題が関係しており

「グローバル人材」も「グローバルスタンダード」も例外ではない。つまり「グローバル」はそもそも道徳的な問題を含んでいて、そこに道徳的問題は含まれていないと考えられるのは経済的に強く、恩恵を受けている側であり、「地球規模」とは価値中立的な言葉ではない。

グローバル・ジャスティス… 国民国家の枠組みを超えた正義論

このような道徳的問題を含む「グローバル」については「グローバル正義論」あるいは「グローバル・ジャスティス」という研究領域が成立してきている（最近では『思想』二〇二〇年七月号において「グローバル・ジャスティス」が特集として組まれた）。

現代において「正義論」に言及する際、米國哲学者のジョン・ロールズの『正義論』（一九七二）を抜きにして語ることはできないので、彼の代表的な「正義の二原理」をあげておく。

第一原理 「各人は、基本的自由を平等に分ち合うための最も広範な体系全体に対し、平等に権利を持たなくてはならない。そしてその体系は、すべての人の自由という、同類の体系と矛盾しない」

第二原理 「社会的・経済的不平等は、(a)もつとも恵まれていない人々にとって最大の利益となり、公正な貯蓄原理と一致するように、また(b)完全な機会均等の条件の下で地位や職務がすべての人に公開されているように、調停されなければならない」

（ロールズ、一九七二、原著p.60）

第一原理はカントの普遍性（カント、一九九四）を平等に当てはめたもので、第二原理は社会に現存する格差を恵まれない人にとって改善される形でのみ認める「格差原理（difference principle）」で、現実的な正義論を展開している。このようなロールズの正義論は分配を公正に行う「分配的正義」とも言えるが、この考えを国際社会へと適用範囲を広げようとしているのがグローバル・ジャスティス研究ということになる。

ロールズの正義論を国際社会への拡大に先鞭をつけたのはチャールズ・ベイツの『国際秩序と正義』（ベイツ、一九七九）であり、その後トマス・ボツゲ（ボツゲ、二〇〇八）らがこのグローバル・ジャスティス論を展開している（伊藤、二〇一〇）。彼らの主張は重なるところもあれば、対抗する部分も持ち合わせているが、地球的な諸問題に対して国民国家を超えて「分配的正義」の責任があるという点では共通している。

「自己責任」の増殖

こうしたグローバル・ジャスティスの研究群を後押しする、あるいは世間に知らしめるということでは、カナダのジャーナリストであるナオミ・クラインの問題提起は大きな役割を果たしてきた。彼女の『ブランドなんか、いらぬ！搾取で巨大化する大企業の非情』（一九九九）が展途上国のSweat Shops（搾取工場）の状況を世界的に知らしめ、彼らがおかれた現代の奴隷状況を以下のようにルポしている。

「カルメリータ・アロンゾの死は、ピーク時の、とくに厳しく長い深夜シフトのあとに起こった。「仕上げる商品がたくさんあって、誰も家に帰してもらえなかった」と、カルメリータの勤め先の会社が所有する別のデニム工場で働くジョージは言った。彼女もそのと

き膨大な仕事を抱えていた。「二月、ラインのリーダーだった彼女は、一週間、毎日深夜まで働いていました」。厳しいシフトに加え、家に帰るのに二時間もかかった。肺炎にかかった彼女は——昼間は熱く、夜は冷える工場で一般的な病気だ——責任者に少し休ませてくれと頼んだ。しかしそれは拒否され、やがて病院にかつぎ込まれた。九七年三月八日、彼女は死んだ。くしくもその日は国際婦人デーだった。」（クライン、一九九九、p.217-218）

このような巨大なグローバル経済の末端で声を上げることができない人々の状況に対して哲学的にその不平等を概念化してサポートしているのがアイリス・ヤングであり、彼女の『正義への責任』（二〇一一）においてナオミ・クラインと同様に搾取工場に対する詳細な記述とこういいう貧困に対する先進国の責任を主張している。

ヤングはグローバル経済が縦横に世界を駆け巡ることができざる背後に社会的、経済的責任を個人に還元することを可能としている「自己責任」（responsibility）という概念を批判している。「自己責任」とは、ある個人が社会的、経済的に不遇な状況にあることをすべてその個人の責任に帰してしまう考えであり、個人を会社や社会から切り離すのに個人の資質「のみ」を問題にするとても政府や企業にとって都合のよい考えである。このような自己責任の増殖をヤングは以下のように描写している。

「政府高官、研究者、ジャーナリスト、そして一般市民が、貧困をどう理解し、貧困とどう向き合うべきかに関する考え方に、ある地殻変動が生じている。一九八〇年代初頭、断固した保守である研究者や政策アナリストに先導されながら、保守層だけでなくリベラルの間にもある言説が瞬く間に広がった。それは、貧しい人たちが自身の態度や行動に、貧困になる原因のほとんどが見いだせる、というものだ。この説明によれば、貧困に陥りがちな社会層は、その他の社

会層と比べ、自分たちの生に対する責任を果たしておらず、あまりにもしばしば、逸脱行為や自己破滅的な行動をとっている。公的扶助プログラムは、そうした逸脱した社会層に、自分たちが何もしなくとも施しを受け取れると期待させることで、さらに問題を悪化させている。新しい福祉国家はそうした権利意識に終止符を打ち、貧しい人々が自分の生に対して自己責任をとるように特別な要請をするべきである」(ヤング、二〇一一、pp.2-3)

このように「現状」の責任を単純にすべて個人のせいにしてしまうのは、その時点で経済・社会的に安定している側にとつてはリスクがなく、とても魅力的な考え方である。しかしヤングは、世の中にはやるべきことをやらず自己責任を果たし立派に生活している人がいる一方、やることをやらず惨めな生活をしているのはその個人の責任であるという単純な二分法は「本当にそうなのか？」と疑問を投げかけている。こうした状況は弱者のイメージを安直に「自己責任」に重ね合わせているだけで、何かを覆い隠しているのではないかと。

「自己責任」が覆い隠す「構造的不正義」

ヤングは、この『正義への責任』において上記の「自己責任」が覆い隠してしまっているものを「構造的」であることを指摘している(p.64)。人間は通時的にその社会が背負ってきている歴史に大きく規定され、共時的には国民国家の枠を超えたグローバルな関係性の中を生きている。そういう社会で生きている中で社会的不遇を個人の責任にのみ帰せることはできず、人間が構造的に通時的・共時的の負荷があることを正確に捉え返している。その上で「自己責任」のみ強調することは人を歴史・社会

から引き離し、個人を孤立化し、グローバル経済の「市場価値」として扱いやすくなるということである。ヤングは「自己責任というレトリックは、個人を孤立した、原子的存在とする見方を助長する」(p.30)と表現している。

ヤングに先駆けてグローバルな「構造的」を指摘していたノルウェーの平和学者であるヨハン・ガルトウングは「構造的」について、「暴力を行使する主体が存在する場合、その暴力を個人的または直接的暴力と呼び、このような行為が主体が存在しない場合、それを構造的または間接的暴力と呼ぶ」と説明している(ガルトウング、一九六九)。伊藤(二〇一〇)の解説を参考にすると次のようになるだろう。通常人権を毀損されたとき司法的にその毀損した加害者を特定して責任を追及できる。しかつて植民地とされた国々であったり、グローバル経済化で奴隷のように扱われている人々がその構造から来る歪み(植民地によって乱開発された土地や人種差別、宗主国の言語による教育、幾重にもつながらるサプライチェーンの搾取工場で行われている虐待の責任を問うことが難しい労働環境)などで具体的に人権を毀損されていてもその暴力の加害者を人間として特定できない場合、現在司法的には責任を追及できず、結果的に泣き寝入りしているのが現状であり、それが「構造的」だということである。

さらにヤングはハンナ・アーレントが『エルサレムのアイヒマン』(アーレント、一九六七)でナチスドイツによるホロコーストの考察からたどり着いた個人に問うこととなる「罪」と集団に問うことができる「責任」の峻別を援用しながら、ヤングはかつての宗主国(通時的加害者)であろうと、グローバル企業(共時的加害者)であろうとそれは人権を毀損した加害者であり、たとえ特定の人間でなくても責任を問うことができる「構造的不正義」としてその責任の主体性を概念化した。

この構造的不正義に関してはもちろん日本も責任を免れることはなく、植民地に関しては一八九五年に植民地化した台湾、そして一九一〇年か

ら植民地化した朝鮮半島に関して「構造的不正義」の責任を負っている³、現在の外国人労働者問題に関して労働法規を無視した環境での労働に従事しているヴェトナムをはじめとする外国人労働者に対する「構造的不正義」にも責任がある⁴。

私はどこまで私なのか？

アイリス・ヤングが析出した「構造的性」とは言い換えれば人間の時間的・空間的拘束性とも言うことができる。ある文化、ある地域に生まれることから人間は逃れることができず、ある時代に生まれることから逃れられない、つまり出生に関して選択権がないのが人間である。言い換えれば人間は生まれた時点でそこには文化があり、言葉があり、歴史があり、近代においては「国民」があり、かつての「宗主国」であったり、かつての「植民地」であったりする。

こうした人間が時間的・空間的に拘束されているということはかつての「共同体主義」リベリズム」という思想的対立よりも裾野を広く考えることができる。もちろんチャールズ・テイラーが人間のアイデンティティをダイアログ的に考えたこと（テイラー、一九九二）は、現在のカナダにおけるライシテ問題に関して寛容なブシャール・テイラー報告に反映されている（ブシャール&テイラー、二〇〇八）。また近年では伊藤（二〇一〇）が「私のものは私のものか」と取り上げているマリー・ファイとネーゲルの『税と正義』（マリー・ファイ&ネーゲル、二〇〇二）で展開されているロックに始まる近代的な所有権に対し、そもそも所有権が成立するためには社会システムが必要であり、個人の所有を完全にすべて個人に帰属させることができないう点を税法的に考え、自己の所有を「課税後所得」に限定する議論も人間と社会の不可分性を考える上で重要

な視点である。

それに付け加え広く科学的にも人間存在が社会とのやりとりが不可分であることが二十世紀後半から語られ始めている。心理学において人間の発達には歴史文化的な社会とのやりとりであることをテーマとしたヴィゴツキー心理学が、心理発達を個体発達から考察したピアジェよりも評価を得てきていること（ライトバウン&スパダ、二〇一三）。そして脳科学の分野においてもアントニオ・ダマシオの「ソマティックマーカー仮説」で主張されている脳機能が身体感情との協働作業であり、その身体性は他者とのやりとりという社会からの影響の道筋になっていることが明らかになってきた（ダマシオ、一九九四）。

このように考えてくると人間が持つ構造的性あるいは拘束性はかなり動かしがたいものと言えよう。そしてその構造的性はつねにすでに「力関係」も孕んでいる。つまり人間はその人間の「自己責任」では何ともならないものを背負って生まれてくるということである。これがガルトゥングであり、ヤングが暴露している暴力的な構造的性の意味である。力が強い側に生まれ落ちれば好都合だが、弱い側に生まれ落ちればはじめから相対的なハンデを背負うことになってしまう。最初に戻るがこういう構造的性がある中で「グローバル」は「そのまま放っておいていいのか？」ということを真の意味として持っているということになるであろう。もちろんそういった個人の責任に帰すことができない不平等や貧困を「自己責任」として覆い隠すことが道徳的に許されないからこそロールズの言う「最も恵まれない人」に焦点を当てた分配的正義が求められ、グローバルな正義論の構想が語られているのである。こうした問題は様々な角度から議論されており、グローバル・ジャスティス関連の浩瀚な研究を渉猟した伊藤（二〇一〇）の研究に「国際連帯税」を含めた具体的な提案も詳しく紹介されている。また哲学的にもベンハビブ（二〇〇四）がハーバース（二〇〇〇）に依拠した「討議倫理」の可能性もグローバル社会における普遍性を考える上で重要であると言える。

再び、「グローバル」？

以上見てきたようにグローバルとは空間的に広がることではあるが、それは同時に様々な地域との接触であり、そこには共時的な力関係が含まれる。さらに様々な地域はすでに歴史的な力関係を含んでいるのでそれも無視することができない。もし土地が平面で永遠に終わることのない地平なら、こういう煩わしさもなく、普通に「グローバル」で考えられている「空間の広がり」を表すだけの意味になるだろう。際限なく広がる地平上なら嫌いな国があればそこを避けて通ればいいし、歴史的にかかわりたくない国があれば遠くに引越すこともできる。しかしこれは現実的ではない。ましてやそもそも語義的にも当てはまらない。なぜなら「グローバル」は際限のない「平面」の意味ではなく、空間的に閉じた「球体 globe」のことを指しているからである。今まで見てきたようにグローバルを考察すると様々な拘束性を考えざるをえず、情報・交通網が発達し地球を文字通り縦横に駆け巡ることができるようになった現代の「グローバル」な状況は素朴な「空間的な広がり」で片をつけることはできず、「閉じた空間」へのまなざしの方が適切ではないかと思える。

『進撃の巨人』において巨人を倒し自由を求めて壁の外にでた主人公エレンが発した言葉がそのままこのグローバルという概念に跳ね返ってくるように思われる（諫山、二〇一七）。

「向こうにいる敵、全部殺せば、オレ達自由になれるのか？」

謝辞

今回の文章は二〇二〇年度卒業研究Ⅰ・Ⅱでテキストとして扱った伊藤恭彦著『貧困の放置は罪なのか…グローバルな正義とコスモポリタニ

ズム』（二〇一〇）と授業内でのゼミ学生との議論に多くを負っている。ここで改めて感謝を申し上げたい。

注

- (1) 「よそ者」「他者」に関しては二〇二〇年 *Black Lives Matter* でも話題となったノーベル賞作家であるトニ・モリスンの『他者』の起源：ノーベル賞作家のハーバード連続講演録（荒このみ訳集英社二〇一九年、原著：Morrison, T. (2017). *The Origin of Others*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press）がいつも参考になる。
- (2) この二原理は一九七一年の初版からベイツ（一九七九）における進藤氏の訳を参考に筆者が訳した。
- (3) たとえば二〇一九年韓国で公開されたオム・ユナ監督の『マルモイ（말모이）』で一九一〇年に始まる日本による朝鮮半島の植民地化で朝鮮半島の人々が言語政策を含めてどのような弾圧を受けていたかが克明に描かれている。
- (4) NHKの二〇二〇年十月十七日に放送されたE.T.V特集「調査ドキュメント」外国人技能実習制度を追う〜では、日本で働く四十一万人の外国人技能実習生に関して、労働基準監督署などの監督指導では七割以上の事業所で法令違反が見つかり、国連からも人権侵害の勧告を受けている現状を背景に、ヴェトナム人の実習生、その家族、現地の送り出し機関、そして日本の管理団体取材し、日本で現在進行している外国人技能実習制度の悲惨な状況を報道している。

【外国語原著】

アーレント・ハンナ（一九六七）: *Eichmann in Jerusalem: A Report on the Banality of Evil*. New York, N.Y.: Penguin Books. 翻訳『イェルサレムのアイヒマン：悪の陳腐さ』についての報告（大久保和郎訳 みすず書房一九九四年）。

ベイツ、チャールズ（一九七九）: *Political Theory and International Relations*. Princeton, N.J.: Princeton University Press. 翻訳『国際秩序と正義』（進藤榮一訳 岩波書店一九八九年）。

ベンハビブ、セイラ（二〇〇四）: *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*. Cambridge: Cambridge University Press. 翻訳『他者の権利：外国人・居留民・市民』（向山恭一訳 法政大学出版局二〇〇六年）。

ブシャール、ジェラルド & テイラー、チャールズ（二〇〇八）: *Building the Future: A Time for Reconciliation, Gouvernement du Québec*. 翻訳『多文化社会ケベックの挑

戦：文化的差異に関する調和の実践・ブシャール＝テイラー報告』(竹中豊・飯佐代子・矢頭典枝訳 明石書店)。

ダマシオ・アントニオ(一九九四)『Descartes' Error: Emotion, Reason, and the Human Brain. London: Vintage. 翻訳『デカルトの誤り』(田中三彦訳 筑摩書房 二〇一〇年)。

フリッツ・ヘンリッヒ・ペックス(一九六五)『Vorwort. In A. J. Selzer, Siamo italiani - Die Italiener. Gespräche mit italienischen Arbeitern in der Schweiz. Zürich: EVZ.』

ガルトゥング・ヨハン(一九六九)『Violence, Peace, and Peace Research, Journal of Peace Research, Vol. 6, No. 3, pp. 167-191.』

ハーバース・ユルゲン(一九九〇)『Moral Consciousness and Communicative Action. Trans. By Lenhardt, C., 6 Nicholas, S. W. Cambridge, MA: MIT Press. 翻訳『道徳意識とコミュニケーション行為』(三島憲一・中野敏男・小前利秋訳 岩波書店 二〇〇年)。

カント・イマヌエル(一九九四)『Grundlegung zur Metaphysik der Sitten. Hamburg: Felix Meiner. 翻訳訳注・カント『道徳形而上学の基礎づけ』(宇都宮芳明訳 以文社 一九八九年)。

クライン・ナオミ(一九九九)『No Logo: no space, no choice, no jobs. New York: Picador. 翻訳『新版ブランドなんか、いらない』(松島聖子訳 大月書店 二〇〇九年)。

ライトバウン・パッツイ&スバダ、ニーナ(二〇一三)『How Languages are Learned 4th Edition. Oxford: Oxford University Press. 翻訳『言語はどのように学ばれるか：外国語学習・教育に生かす第二言語習得論』岩波書店 二〇一四年)。

マーフィー、リアム&ネーゲル、トマス(二〇一三)『The Myth of Ownership: Taxes and Justice. 翻訳『税と正義』(伊藤恭彦著 名古屋大学出版会 二〇一六年)。

ロールズ、ジョン(一九七二)『A Theory of Justice. London: Oxford University Press. 翻訳『正義論』(川本隆史・福岡聡・神島裕子訳 紀伊國屋書店 二〇一〇年)。

ポッケ、トマス(二〇〇八)『World Poverty and Human Rights: Cosmopolitan Responsibilities and Reforms 2nd Edition. Cambridge: Polity Press. 翻訳『なぜ遠くの貧乏人への義務があるのか：世界的貧困と人権』(立岩真也監訳 生活書院 二〇一〇年)。

シンガー、ピーター(二〇〇四)『One World: The Ethics of Globalization. New Haven, Conn.: Yale University Press. 翻訳『グローバル化の倫理学』(山内友三郎・樫則章完訳 昭和堂 二〇〇五年)。

テイラー、チャールズ(一九九四)『Multiculturalism. Princeton, N.J.: Princeton University Press. 翻訳『マルチカルチャリズム』(佐々木毅訳 岩波書店 一九九六年)。

ヤング、アイリス・マリオン(二〇一三)『Responsibility for Justice. Oxford: Oxford University Press. 翻訳『正義への責任』(岡野八代・池田直子訳 岩波書店 二〇一四年)。

ジグレル、ジャン(一九九九)『La faim dans le monde expliquée à mon fils. Paris: Editions du Seuil.』『世界の半分が飢えるのはなぜ?』ジグレル教授がわが子に語る飢餓の真実』(たかおまゆみ訳 合同出版 二〇〇三年)。

【日本語原著】

諫山創(二〇一七)『進撃の巨人』第二十二巻 東京：講談社

岩波書店(二〇二〇)『思想』二〇二〇年七月号(No. 1155) 東京：岩波書店

堤未果(二〇一〇)『ルポ 貧困大国アメリカⅡ』東京：岩波書店